

- 注1) 県への事務委託: 主に仮置場搬入後の処理について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき事務の委託を行っている場合は「有」と記載。
- 注2) がれき推計量: 衛星画像を用いて浸水区域を特定し、これをもとに、環境省において津波により倒壊した家屋等のがれき量を推計したもの。なお、がれきの仮置場への搬入が概ね終了している市町村等については、搬入済量を基にして推計したがれき量を計上(該当の市町村には*印)。
- 注3) 搬入済量: 平成24年3月12日現在で県を通じて把握がなされた仮置場への搬入済量を集計したもの。なお、この搬入済量には、家屋等解体により発生したがれきで撤去が完了したもの及び農地等のがれき撤去に付随して搬入された津波堆積物も含まれている。
- 注4) 目標期日: 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)において、平成24年3月末までを目途に移動することを目標としているが、仮置場への搬入については、浸水している農地において重機作業が困難である場合などにより、災害廃棄物の仮置場への移動完了目途について個別目標を定めている。また、宮城県仙台市、石巻市、岩手県釜石市、福島県いわき市等については、損壊家屋等の解体量が多く、大規模な建物が含まれ解体に時間を要することから、各市町村の解体に時間を要するため、災害廃棄物の仮置場へ移動完了目途について個別目標を定めている。これらの個別目標については、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了させる。
- 注5) 目標達成状況について ○については、搬入率が100%であっても、解体・処理すべき公共の建物等が残っている場合があり、その解体・処理が完了した段階で、目標達成◎とする。
- 注6) 処理・処分量計: 破碎・選別等により有価売却、原燃料利用、焼却やセメント焼成、埋立処分等により処理・処分された量。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の概要

趣 旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。

主な内容

(1)国の責務：迅速・適切な処理を図る

国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、

- ① 市町村及び都道府県に対し必要な支援を行う。
- ② 災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。

(2)災害廃棄物の処理に関する特例：市町村の処理の代行

環境大臣は、震災により甚大な被害を受けた市町村の長から要請があり、

- ① 当該市町村の災害廃棄物の処理の実施体制
- ② 災害廃棄物の処理に関する専門的な知識・技術の必要性
- ③ 災害廃棄物の広域的な処理の重要性

を勘案して必要があると認められるときは、復興庁の長である内閣総理大臣の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うものとする。

(3)費用の負担等：市町村負担の軽減

- 環境大臣が災害廃棄物の処理を代行する場合、処理に要する費用のうち、市町村が自ら災害廃棄物の処理を行った場合に国が市町村に交付すべき補助金の額を除いた額を市町村の負担とする。
- 国は、市町村が災害廃棄物の処理に当たって負担する費用（国が処理を代行する場合の市町村負担分も含む。）について
 - ① 必要な財政上の措置を講ずる。
 - ② ①のほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずる。

(4)国が講ずべき措置：6つの措置を明文化

国は、災害廃棄物の処理に関して、

- ① 災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等
- ② 再生利用の推進等
- ③ 災害廃棄物処理に係る契約の内容に関する統一的指針の策定等
- ④ アスベストによる健康被害の防止等
- ⑤ 海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理等
- ⑥ 津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症・悪臭の発生の予防・防止等の必要な措置を講ずる。

検討条項

国は、市町村の負担する費用について、国と地方を併せた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左

通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

災害廃棄物の広域処理について

地震による大規模な津波により
膨大な災害廃棄物が発生

岩手県：約476万t(約11年分)
宮城県：約1,569万t(約19年分)

※各県において1年で排出される
一般廃棄物の量と比較

被災地の復旧・復興の
ためには、災害廃棄物
の迅速な撤去・処理が
大前提

災害廃棄物処理のスケジュール

平成24年3月末：仮置場への移動
平成26年3月末：中間処理・最終処分

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針
(平成23年5月：マスタープラン)

被災地で仮設焼却
施設等を設けて処
理を推進している
が、なお処理能力
が不足

広域処理
が必須

- ・ 広域処理においては、国が責任を持って安全性を担保。
- ・ 広域処理の対象となる廃棄物は、放射性濃度が不検出又は低く、通常の処理が可能。
(ガイドライン等に沿って確認すれば、その焼却灰を通常どおり管理型処分場で埋立可能)
- ・ 受け入れる災害廃棄物は、受入可能な量、種類を提示していただいた上で、環境省が、被災地と受入自治体との間に立って調整。
- ・ 広域処理は、被災地側の災害等廃棄物処理事業として実施されるため、その費用は被災自治体が負担（被災自治体に対する国庫補助等により実質的には国が全額負担）。

広域処理の推進に向けた取組

平成 24 年 3 月 13 日現在

H23. 4. 8	環境副大臣から都道府県知事に対して災害廃棄物の受入協力要請
H23. 8. 11	「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」とりまとめ (以降 10. 11、11. 18、H24. 1. 11 一部改定)
H23. 10. 4	災害廃棄物の広域処理推進会議(43 都道府県、74 市区町村、約 170 人が参加)・・・細野環境大臣より協力を呼びかけ
H23. 11. 2	災害廃棄物の広域処理の受入検討状況調査(10 月 7 日付で全国の自治体に依頼)の中間報告を公表
H23. 11. 21	全国都道府県知事会議 ・・・野田総理、細野環境大臣より協力を呼びかけ
H23. 12. 1	野田総理が記者会見で広域処理の協力を要請
H23. 12. 16	災害廃棄物の広域処理に関するパンフレットを全国の自治体へ配布
H24. 1. 16	災害廃棄物の広域処理に関するホームページの公開
H24. 1. 24	全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、細野環境大臣から広域処理について協力を依頼。
H24. 1. 30	災害廃棄物の広域処理に関する映像を公開
H24. 2. 10	野田総理が記者会見で再度広域処理への協力を要請
H24. 2. 14	細野環境大臣が復興推進会議で各閣僚の地元自治体などに受入れを働きかけるよう要請
H24. 2. 17	野田総理が NHK「ニュースウォッチ 9」に出演し、広域処理をよびかけ
H24. 2. 21 H24. 2. 24	細野環境大臣が民主党代議士会及び参議院議員総会で、災害廃棄物の広域処理の協力を要請

H24. 2. 24 H24. 2. 27 H24. 2. 28	細野環境大臣が国民新党、共産党、自民党、公明党、社民党、みんなの党に対し、災害廃棄物の広域処理の協力を要請。
H24. 2. 27	野田総理が沖縄県知事と会談。沖縄県知事が災害廃棄物の受入れ検討を表明
H24. 3. 4	野田総理が日本テレビ「真相報道バンキシャ」において、受入れ自治体向けの支援措置を表明
H24. 3. 6	野田総理が、神奈川県知事らによる広域処理に関する要望書を受領
H24. 3. 7	野田総理が新聞各社によるグループインタビューにおいて、受入れ自治体向けの支援措置を表明するとともに、安全性を説明
H24. 3. 9	広域処理に積極的な自治体首長有志による「みんなの力でがれき処理」プロジェクト発起人会開催
H24. 3. 11	野田総理が記者会見において、災害廃棄物の処理に関し、特措法に基づき、被災３県以外の全都道府県に被災地の災害廃棄物の受入れを文書で正式に要請し、基準等を定める等新たな取組を進めていく旨を表明
H24. 3. 13	「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」（議長：総理）を開催

※上記の他、環境省では、広域処理に関するＱ＆Ａ及び説明資料の作成や、地方公共団体等の説明会への職員・専門家の派遣等により、災害廃棄物の広域処理における安全性について周知を図っている。

災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合について

1. 趣旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理のより一層の推進が必要であることに鑑み、政府を挙げて、広域処理、再生利用の推進などの取組を強化していくことが必要である。

このため、内閣総理大臣の下で、政府が一体となって取り組むための体制を確立するもの。

2. メンバー

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、環境大臣、復興大臣

構成員：総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

※議長は必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求める。

3. 第1回会合（平成24年3月13日（火））の概要

災害廃棄物の処理の推進に向けて、野田内閣総理大臣より、以下の4点について指示があった。

- ①再生した災害廃棄物の活用、とりわけ防潮林や高台など、将来の津波から守る施設整備への活用
- ②セメントや製紙など焼却設備を持つ民間企業の協力拡大の要請
- ③広域処理受入れに関する都道府県等への文書による正式な要請、受入基準等の設定
- ④各省政務三役による自治体への働きかけ

広域処理に関する地方自治体の状況

3月14日現在

1. 災害廃棄物の受入れを行っている地方自治体の状況

(1) 東京都

- 岩手県、宮城県の災害廃棄物の受け入れについて、3年間で50万トンを予定。

＜岩手県の災害廃棄物について＞

- 平成23年9月28日、岩手県の災害廃棄物を受け入れる旨発表（先行事業分として1千トン、本格事業分として1万トンを受入。）。本格的な広域処理の第1号。
- 平成23年11月2日～11月30日の期間に、岩手県宮古市の災害廃棄物を先行事業分として約920トンを出、民間施設において処理。
- 平成23年12月21日より、本格事業分1万トンの出、処理を実施中。
- 平成24年4月～6月の間に岩手県宮古市の災害廃棄物12,000トンを受け入れ処理予定。現在業者選定中。

＜宮城県の災害廃棄物について＞

- 平成23年11月24日、宮城県の災害廃棄物を受け入れる旨発表。女川町の災害廃棄物を、平成25年3月までに約10万トンを受け入れる予定。
- 平成23年12月7日～12月19日の期間に、宮城県女川町から東京都へ災害廃棄物の試験焼却分の出、処理。1月31日、試験焼却結果を公表。焼却灰などの放射性物質濃度は国の基準値を下回った。平成24年2月より住民説明会後、平成24年3月1日より本格実施。

(2) 山形県

- 平成23年8月11日、「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」を表明。
- 県内の民間施設において、宮城県気仙沼市等の災害廃棄物を受入れ実施中（約5万トン）。

(3) 青森県

- 平成24年2月17日、宮城県気仙沼市内の災害廃棄物（木くず約3,960トン）の民間施設における処理について、関係自治体5者で合意書を締結し、2月20日から県内へ搬出を開始した。
- 平成24年3月9日、宮城県石巻市内の災害廃棄物（廃飼料約10トン）を八戸セメント株式会社において試験処理を実施。

2. 災害廃棄物の受入れを検討している主な地方自治体の状況

(1) 北海道

- 平成 24 年 3 月 8 日、稚内市長が市議会において災害廃棄物の受入れを表明。

(2) 青森県

- 平成 23 年 11 月 24 日、青森県八戸市が県外災害廃棄物の受入れ方針を表明。
- 平成 24 年 3 月 1 日、岩手県、八戸市、八戸セメント株式会社の 3 者間及び、宮城県、八戸市、八戸セメント株式会社の 3 者間で災害廃棄物処理に関する基本協定を締結し、八戸セメント株式会社において岩手県野田村及び宮城県石巻市の災害廃棄物の試験処理を実施することを発表。

(3) 秋田県

- 平成 23 年 12 月 8 日、岩手県北 4 市町村の災害廃棄物を受入れ方向である旨を表明。
- 平成 23 年 12 月 22 日、県議会が、東日本大震災により生じた災害廃棄物の早期受入れの推進を求める決議。
- 平成 24 年 1 月 30 日、大仙市長が市議会全員協議会において、岩手県の災害廃棄物の受入れを表明。
- 平成 24 年 2 月 7 日、岩手県との基本協定を締結。
- 平成 24 年 2 月 8 日、秋田市長が災害廃棄物を処理した場合の安全性を検証するために、試験的に処理を行うことを発表。
- 平成 24 年 2 月 17 日、由利本荘市長が市議会全員協議会で災害廃棄物の受入れの検討のため、試験処理を行うことを表明。
- 平成 24 年 2 月 21 日、横手市が市議会において、受入れの検討について表明。
- 平成 24 年 2 月 28 日、仙北市長が市議会で不燃物の受入れについて表明。
- 平成 24 年 3 月 8 日、岩手県との基本協定に基づき、覚書を締結。野田村の災害廃棄物 56,500 トン、宮古市の災害廃棄物 5,200 トン（いずれも上限量）の処理を受託。

(4) 新潟県

- 平成 24 年 3 月 9 日、新潟県長岡市長は市議会の一般質問において新潟市、三条市、柏崎市、新発田市と災害廃棄物の受入に向け、連携して試験焼却を実施することを表明。

(5) 群馬県

- 平成 24 年 1 月 25 日、中之条町長が東日本大震災により発生したがれきの受入れ検討について表明。
- 平成 24 年 2 月 29 日、吾妻東部衛生施設組合（中之条町、東吾妻町、高山村）が岩手県宮古市、山田町に職員を派遣し、仮置場で放射線量を測定するとともに放射能濃度測定のためのサンプル採取。

(6) 埼玉県

- 平成 23 年 12 月 8 日、県知事が、議会において「広域処理の理解が進んできたので、埼玉県としても受入れを進めるべき」と発言。
- 平成 24 年 3 月 1 日、太平洋セメント株式会社熊谷工場及び埼玉工場、三菱マテリアル株式会社横瀬工場において、岩手県野田村の災害廃棄物（木くず）のセメント資源化処理を実施することを発表。

(7) 神奈川県

- 平成 23 年 12 月 20 日、県知事が、議会において「神奈川県内で震災がれきを受入れ、被災地の復興に全面的に協力したい」と発言。
- 平成 24 年 1 月 7 日、知事が災害廃棄物の被災地（岩手県宮古市、宮城県南三陸町）の処理状況を視察。
- 平成 24 年 1 月 15 日、横須賀市芦名コミュニティセンター（処分場周辺）で住民説明会を開催。平成 24 年 1 月 20 日、30 日に、知事が「対話の広場」を開催。
- 平成 24 年 2 月 20 日、川崎市長が市の下水汚泥焼却灰をきちんと処分できる方法が確立すれば、がれき受入れを前向きに検討したいと発言。

(8) 山梨県

- 平成 24 年 3 月 12 日、山梨県韮崎市長、大月市長が定例市議会において、受入を検討することを表明。

(9) 静岡県

- 平成 23 年 11 月 10 日、静岡県市長会、町村会が、がれき（災害廃棄物）の受入れに係る共同声明発表。
- 平成 23 年 12 月 22 日、24 日、細野環境大臣より静岡県市長会、島田市長、自治区会長に対して協力要請。
- 平成 24 年 2 月 1 日、岩手県、静岡県、島田市の間で覚書を締結。
- 平成 24 年 2 月 16 日、島田市が災害廃棄物 10t について試験処理を実施。
- 平成 24 年 2 月 28 日、静岡市長が災害廃棄物の試験焼却を実施する方針を発表。
- 平成 24 年 3 月 2 日、裾野市長が災害廃棄物の試験焼却を実施する方針を発表。
- 平成 24 年 3 月 2 日、富士市長が市議会において災害廃棄物の試験焼却の実施について前向きな答弁。

(10) 石川県

- 平成 24 年 1 月 17 日、輪島市長が東日本大震災に伴い宮城県で発生したがれきの受入れの検討について表明。
- 平成 24 年 1 月 24 日、輪島市が宮城県名取市に職員を派遣し、仮置場で放射線量を測定。